官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一四八）　一
○パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務四五九）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一八七八～一八八一）　二
○保安施設地区の指定をする件（同一八八二）　二
○肥料を登録した件（同一八八三、一八八四）　二
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八八五）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一七六）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇六八）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同一〇六九）　三
○道路に関する件（東北地方整備局九九、一〇〇）　三
〔国会事項〕
内閣　内閣府　三
〔人事異動〕
内閣　内閣府　三
〔叙位・叙勲〕
内閣　内閣府　三
〔官庁報告〕
官庁事項　三
名取川水系、菊川水系及び高津川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　四
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
〔公　告〕
諸事項　四
官庁
押収物還付公告の取消、財団、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　四
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　四
会社その他

その他告示

○法務省告示第百四十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十二月十一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人ＴｏｋｙｏＢａｙ共育・共生プロジェクト

東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号銀座大竹ビジデンス二階

認証年月日

令和七年十二月一日

○外務省告示第四百五十九号

令和七年十一月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和七年十二月十一日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千五百万円

3　贈与の供与期限　令和八年十一月三十日

4　署名者

日本側　赤松秀一在パキスタン大使

国際連合児童基金側　パーニラ・アイアンサイド在パキスタン事務所代表

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）